

観音寺市中学校部活動及び地域クラブ活動 基本方針

令和8年4月



観音寺市・観音寺市教育委員会

基本方針策定の趣旨	1
I 学校部活動について	3
1 基本的な考え方	3
2 方針の実現に向けた具体的取組	3
(1) 適切な指導の実施	3
(2) 学校ごとの活動方針の作成等	3
(3) 適切な休養日及び活動時間等の設定	4
(4) 事故防止の取組	4
(5) 体罰等の禁止	5
(6) 保護者及び地域等との連携	5
(7) 部活動を支える環境整備	5
II 地域クラブ活動について	6
1 基本理念	6
2 地域クラブ活動の開始時期	6
3 地域クラブ活動の在り方	7
(1) 位置付け	7
(2) 対象者	7
(3) 実施体制	7
(4) 活動場所	7
(5) 参加費等	7
(6) 保険の加入	8
(7) 適切な指導の実施	8
(8) 適切な休養日等の設定	8
4 指導人材の取扱い	9
5 中学校との連携等	9
6 その他	9
III 大会の参加等について	10
1 参加団体	10
2 引率者	10
3 参加する大会等の精査	10
4 大会等に対する支援	10
5 大会等の主催者に対する要請	10
IV その他	11

基本方針策定の趣旨

中学校部活動は、同好の生徒が自主的・自発的に参加し、部活動顧問の指導の下、学校教育の一環として行われ、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流による好ましい人間関係の構築のほか、自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、学校という環境における生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有するとともに、スポーツ・文化芸術の振興を担ってきた。

しかし、少子化が進展する中、中学校部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなっており、学校や地域によっては存続が厳しい状況にある。また、学校の働き方改革が進む中、専門性や意思に関わらず教師が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することも一層厳しくなっており、中学生の豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現するための持続可能な活動環境の整備が求められている。

このような状況の中、国は、令和2年9月に「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」により、令和5年度以降に休日の部活動の段階的な地域移行を図る方針を示した。

これを受け、観音寺市では、令和6年度に観音寺市部活動地域移行検討協議会を立ち上げ、市内の中学生にとって望ましいスポーツ・文化芸術活動環境の整備に向けて検討を進め、「学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させ、子どもの多様な活動を保障するとともに、部活動に係る教職員の負担を軽減することで、子どもへの関わりを充実させる。」という基本的な考え方の下で、市が目指す全体構想をまとめた。

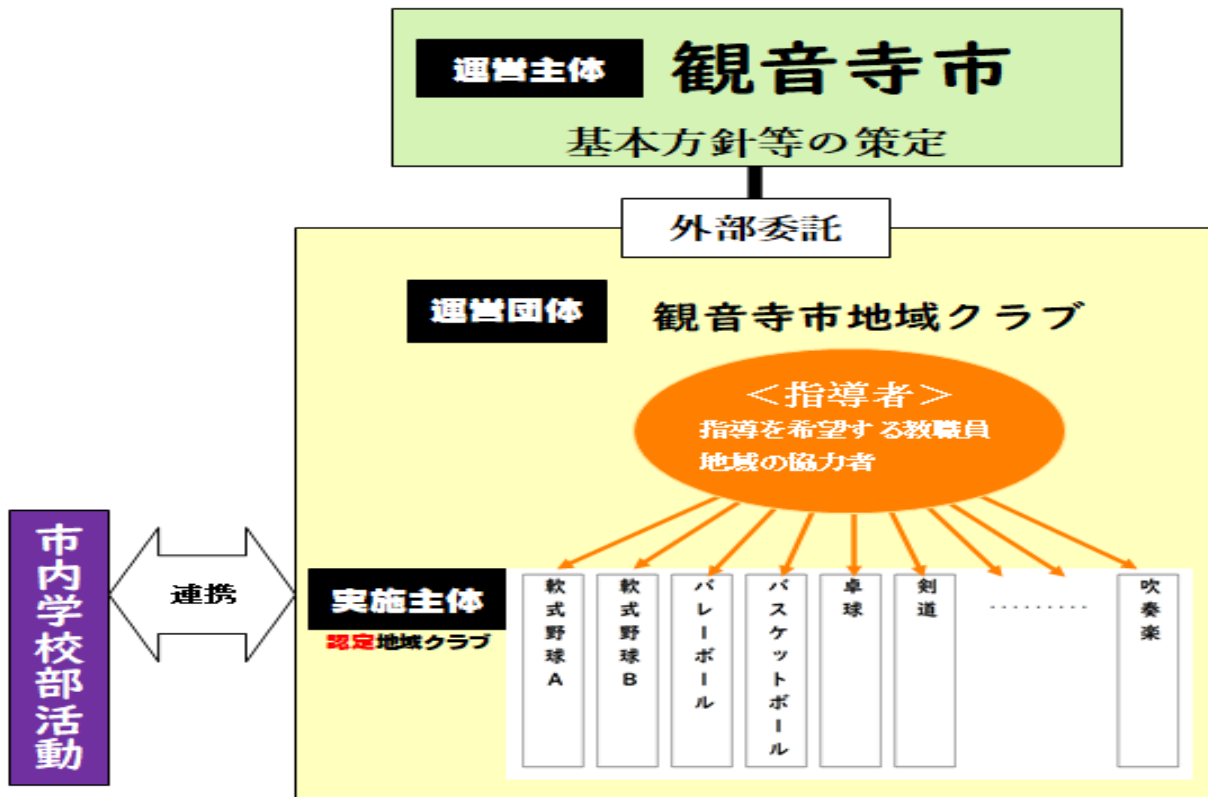
観音寺市中学校部活動及び地域クラブ活動基本方針(以下「市基本方針」という。)は、この全体構想やこれまでの検討協議会における検討結果、令和7年12月にスポーツ庁及び文化庁が策定した「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」等を踏まえ、本市における中学校部活動と地域クラブ活動の実施について、市の基本的な考え方を示すものである。

観音寺市の学校部活動と地域クラブ

令和9年度からの活動イメージ

月	火	水	木	金	土	日
学校部活動	学校部活動	休養日 (平日一日程度)	学校部活動	学校部活動	地域クラブとして活動 <ul style="list-style-type: none"> ・土日いずれか1日実施 ・指導者 協力可能な地域の方々 希望する教職員 ・中体連や吹奏楽連盟等の大会は学校部活動としての参加を可とする。 	

観音寺市地域クラブの構成



I 学校部活動について

1 基本的な考え方

中学校における部活動は、望ましい人間形成に資するものであり、生徒にとって適切なスポーツ・文化芸術活動等の環境を構築するという観点から、部活動が以下の点を重視し、最適な形で実施されることを目指す。

- (1) 生徒がスポーツ・文化芸術活動等に親しむことで、スポーツや文化芸術活動等の習慣化の確立を図り、生涯にわたって心身の健康を保持、増進し、豊かなスポーツ・文化ライフを実現するための資質・能力の育成を図る。
- (2) 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との連携を図り、効果的に取り組む。
- (3) 生徒の心身の発育、健全な成長を促すために「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（令和7年12月文部科学省）（以下「国のガイドライン」という。）に基づき指導を行う。さらに、心身の成長過程にある生徒にとって、過度な負担とならないよう適切な活動日数や活動時間を定め、各校で計画的に部活動を実施する。

2 方針の実現に向けた具体的取組

(1) 適切な指導の実施

- ① 学校の教育活動の一環として行われる部活動は、生徒の自主的・自発的な参加により、学級や学年の枠を越えて行われる活動を通して、生きる力の育成、豊かな学校生活の実現を目指す。
- ② 生徒の健全な心身の育成と豊かな人間性を育むために、学校生活とバランスのとれた運営と指導を行う。また、生徒の健康面・精神面及び部活動内での人間関係等にも十分配慮して指導に当たる。
- ③ 運営に当たっては、大会やコンクール等の成績だけを追求せず、心身の健全な育成の視点を大切に指導する。
- ④ 顧問、部活動指導員及び外部指導者（以下「顧問等」という。）は、技術指導のほかに、生徒の発達段階や成長による変化、心理、栄養、休養、部のマネジメント、コミュニケーション等に関する幅広い知識や技能を継続的に習得し、多様な面での指導力を身につけていく。
- ⑤ 顧問等は、部活動の特性を踏まえた科学的トレーニング方法や練習方法等を積極的に導入し、生徒の発達段階に応じた適切な休養を取りながら、短時間で効果が得られる活動を実施する。
- ⑥ 顧問等は、一方的な方針により活動するのではなく、生徒との意見交換等を通じて、ニーズや意見を把握し、生徒の主体性を尊重して活動の方針を設定する。

(2) 学校ごとの活動方針の作成等

- ① 校長は、文部科学省の「国のガイドライン」、香川県教育委員会の「香川県部活動改革

及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」(令和8年3月)、「市基本方針」及び自校の実態等を踏まえ、「学校ごとの活動方針」(以下「各校の方針」という。)を作成する。また、各校の方針をホームページ等で公表し、周知と啓発を図る。

- ② 顧問は、「各校の方針」を踏まえ、部活動の活動日や休養日、大会等を含めた年間及び毎月の活動計画を作成し、校長に提出するとともに、毎月及び年間の活動実績報告を作成し、校長に報告する。
- ③ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績報告の確認等により、各部の活動状況を把握し、生徒が安全に活動を行い、生徒・教師の負担が過度にならないように適宜指導を行う。

(3) 適切な休養日及び活動時間等の設定

- ① 部活動における休養日については、生徒の発達段階、健康面や学習面、生活全体とのバランスを考慮し、平日(休日以外の日とし、長期休業期間においても同様とする。以下同じ。)は、1日以上休養日を設定する。
- ② 平日の1日の活動時間は、原則2時間を上限とする。早朝に部活動を行う場合も1日の活動時間を含め、生徒が教育活動に支障をきたしたり、家庭生活とのバランスを崩したりすることがないように配慮する。
- ③ 大会やコンクール、練習試合等で長時間の活動になる場合は、大会後に休養日を設け、生徒の健康面や学校生活に支障がでないように配慮する。

※ 運動を週16時間以上するとけがのリスクが高まる。(「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動について」(平成29年12月18日公益財団法人日本体育協会))

- ④ 長期休業中は、学校閉庁日の期間(8月12日～16日、12月29日～1月3日)は原則活動を行わず、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設け、生徒が家族・地域で過ごす時間の確保や部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう配慮して、生徒にとって無理のない適切な活動を行う。
- ⑤ 大会や練習試合への参加を精選し、生徒への疲労蓄積につながらないよう十分配慮するとともに、保護者の過度な負担にならないよう配慮する。

(4) 事故防止の取組

- ① 顧問等は、日頃より生徒の健康状態や体力・技術の習得状況を把握するとともに、施設設備・用具等の定期的な点検を行い、事故防止に努める。
- ② 顧問等は、生徒の体調が優れない場合に、顧問等に申告できる雰囲気づくりを大切にす。また、近年の温暖化による熱中症の予防対策を行うなど、活動を取り巻く環境面に配慮した生徒の体調管理の対応を行う。
- ③ 顧問等は、生徒に事故があった場合の校内体制及び関連機関への連絡体制を確認しておく。また、AED等の適切な使用方法について十分理解し、緊急時に適切な対応ができるようにする。
- ④ 顧問等は、事故が起こった場合には、生徒の安全を第一に適切な対応を行うとともに、管理職に速やかに報告し、指導を仰ぐ。

(5) 体罰等の禁止

- ① 顧問等は、いかなる理由があっても体罰等を正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識をもち、絶対に行わない。
- ② 顧問等は、生徒の人格を否定する発言や威嚇、威圧的な言動等、指導者として信用を失墜させる行為(ハラスメント)は決して許されないものであることを認識し、生徒や保護者の信頼を裏切る行為であるという自覚をもって指導に当たる。
※ 具体的な指導の実施にあたっては「運動部活動での指導のガイドライン」(文部科学省平成25年5月)を参考にする。
- ③ 校長は、部活動で厳しい指導と称して体罰を正当化する風潮や人権尊重の精神に反するハラスメントは決して容認されるものではないとの認識を教職員にもたせ、適宜顧問等に指導を行うなど、体罰等を行わないための取組を行う。
- ④ 顧問等は、個人情報の取扱いについて注意を払い、漏えい等が無いよう学校の規則に則り適切に管理する。

(6) 保護者及び地域等との連携

- ① 顧問は、各部の活動方針や活動計画・活動状況等について、保護者への説明や意見交換をする機会を設定し、保護者の理解を得るように努める。
- ② 顧問は、活動中のけが等に関して速やかに保護者に連絡し、状況の説明を行う。
- ③ 校長は、地域の専門的な技術指導力を有する部活動指導員や外部指導者の活用を積極的に進め、複数の指導者による適切な指導体制の構築を図る。
- ④ 部活動が、観音寺市地域クラブの認定等に関する要綱(令和8年4月策定)の規定に基づく認定を受けた地域クラブ(以下、「認定地域クラブ」という。)と連携する場合は、生徒の心身の健全育成や適切な休養日の設定といった点に特に留意し、十分に調整を図る。

(7) 部活動を支える環境整備

- ① 校長は、生徒の安全の確保の観点から、部活動の設置に当たっては、複数顧問体制による運営が可能となる数を目安とする。
- ② 市教育委員会は、学校の実情に応じて、指導内容の充実、生徒の安全・安心の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、部活動指導員を任用し、学校に配置する。
- ③ 校長は、生徒数、教職員数の減少から、現在設置されている部活動で公式戦に出場するための人数を満たさない場合は、他校との合同チームを検討する。また、学校規模、生徒数、教職員数、各部の部員数を考慮し、部活動の設置について生徒のニーズを把握し、保護者等と連携しながら検討を行っていく。

Ⅱ 地域クラブ活動について

1 基本理念

ここでいう観音寺市地域クラブ活動（以下、「地域クラブ活動」という。）は、認定地域クラブが実施する活動のことをさす。地域クラブ活動は、次のことを基本理念として実施する。

- (1) 学校部活動が有している、生徒の自主性・自発性に基づく、異年齢との交流等を通じた多様な学びの場としての教育的意義を継承し、発展させるものであり、中学生の心身の健全育成を至上の目的とする、中学生の望ましい成長に資する活動であること。
- (2) 地域において、中学生が将来にわたりスポーツ・文化芸術活動に等しく、継続して親しむことができる機会を提供する持続可能なものであり、地域におけるスポーツ・文化芸術の振興に資する活動であること。

2 地域クラブ活動の開始時期

地域クラブ活動の開始時期は次のとおりとし、休日の活動の開始後は休日の学校部活動を原則廃止する。

(1) 休日の活動

休日の活動は、令和9年4月から全市一斉に開始する。ただし、一部の種目において、開始日が令和8年度中になることがある。

(2) 平日の活動

休日の活動を実施する認定地域クラブは、休日の活動の開始後、その実施状況等を検証し、平日の活動を開始する時期を検討する。

※ 平日のみ活動している部活動に係る地域クラブ活動を開始する時期については、別途検討する。

【開始時期のイメージ】

区分		R 6	R 7	R 8	R 9	時期未定
平日	中学校の部活動	→				→
	地域クラブ活動					→
休日	中学校の部活動	→				→ <休日の試合>状況に応じて 部活動での参加可
	地域クラブ活動	【実】文化	【実】スポーツ	→		

【実】休日の活動の一部を実証事業として取り組む

4月から、休日の地域クラブ活動を全市一斉に開始
平日の地域クラブ活動の検討を開始

3 地域クラブ活動の在り方

(1) 位置付け

本市においては、地域クラブ活動は、学校部活動を母体とし、学校教育外において学校と地域との連携・協働によって行われる、子どもたちが一人ひとりのウェルビーイングの実現に向けて取り組む学びの場として位置付ける。

(2) 対象者

原則市内中学校に通う、参加を希望する中学生とする。

(3) 実施体制

地域クラブ活動は、次の体制により、それぞれが相互に連携・協力して実施する。

① 運営主体（観音寺市）

地域クラブ活動を基本理念に沿う活動とするために、地域クラブ活動の全体的な方針、地域クラブ活動に関する施策等を検討の上決定し、着実に改革を進める。

② 運営団体（観音寺市地域クラブ）

指導人材の管理及び認定地域クラブと中学校との連絡調整を行う。また、中学生の誰もが、運営主体が掲げる方針の下、住んでいる地域や経済的な事情等に左右されずに、希望する活動を行うことができる環境を整えるために、学校部活動を母体とした各認定地域クラブを整備し、参加者の募集、保険の加入、参加費の集金、指導報酬の支払い等の事務を一元的に管理する。

ア 指導人材

地域クラブ活動において、各認定地域クラブの活動計画に基づき、練習の指導、大会等の引率等を行う。

イ コーディネーター

地域クラブ活動を持続可能なものとするために、種目ごとの活動エリアの調整、各認定地域クラブと中学校、競技団体との連絡調整、各認定地域クラブの活動の実施における課題の把握と課題に対する指導、助言等を行う。

③ 実施主体(各認定地域クラブ)

運営団体の活動方針に基づき活動する。

④ 保護者会

地域クラブ活動の参加者の保護者等で構成される組織である。必要に応じて会を開くこととする。

(4) 活動場所

① 地域クラブ活動は、学校施設を基本の活動場所とし、必要に応じて、公共のスポーツ・文化施設や社会教育施設を活動場所とする。認定地域クラブが学校外の施設を利用する場合、市内中学校の部活動と同様の水準で利用できることとする。

② 運営団体（観音寺市地域クラブ）は、活動場所が円滑に利用できるようにするために、市及び関係機関と必要な調整を行う。

(5) 参加費等

① 地域クラブ活動の維持・運営に要する費用の一部は、参加者(その保護者を含む。)の負

担とする。

- ② 運営団体（観音寺市地域クラブ）は、地域クラブ活動の維持・運営に要する費用のうち指導報酬等にあてるため、参加費を集金する。
- ③ 各認定地域クラブは、地域クラブ活動の維持・運営に要する費用のうち活動に必要な消耗品の購入費、大会参加費等にあてるため、参加費の他に必要に応じてクラブ運営費を集金することができる。なお、クラブ運営費を集金するときは、公正かつ適切な会計処理を行うとともに、透明性を確保するために、関係者に対する情報開示を適切に行うものとする。
- ④ 市は、認定地域クラブ参加費の低廉化等を図るため、必要に応じて、対策を検討していく。

(6) 保険の加入

- ① 地域クラブ活動の参加者及び指導人材は、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入することを条件とする。
- ② 運営団体（観音寺市地域クラブ）は、怪我や事故が生じた際に適切な補償が受けられるように、種目の特性や怪我、事故の発生状況等を踏まえ適切な補償内容・保険料である保険を選定し、参加者及び指導人材に対して指定する保険の加入を義務付ける。

(7) 適切な指導の実施

地域クラブ活動においては、「I 学校部活動について」に準じ、次のとおり指導を実施する。

- ① 参加者の心身の健康管理、事故防止を徹底し、体罰・ハラスメントを根絶する。
- ② 参加者との十分なコミュニケーションを図りつつ、適切な休養、過度の練習の防止や合理的かつ効率的・効果的な練習の積極的な導入等を行う。
- ③ 運営団体（観音寺市地域クラブ）が作成したもののほか、中央競技団体又は学校部活動にかかわる各分野の関係団体等が作成した指導手引を活用する。

(8) 適切な休養日等の設定

地域クラブ活動は、成長期にある参加者の心身の成長に配慮し、健康に生活を送れるよう、「I 学校部活動について」に準じ、次のとおり休養日を設定するとともに、1日の活動時間を遵守する。

- ① 学校の学期中は、土・日のどちらか1日を休養日に設定する。
- ② 学校の長期休業中は、学期中に準じて休養日を設ける。また、参加者が十分な休養を取ることができるよう、学校閉庁日の期間（8月12日～16日、12月29日～1月3日）は、原則活動を行わず、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
- ③ 休日に大会参加等で活動し、休日に1日以上休養日を設けることができない場合は、休養日を他の日に振り替える。なお、休日のみ活動する地域クラブ活動においても、原則として1日以上を休養日とし、休日に大会参加等で活動し、休日に1日以上休養日を設けることができない場合は、休養日をほかの休日に振り替える。
- ④ 1日の活動時間は、長くとも学校の休業日（学期中の休日を含む。）は原則3時間を上限とする。試合等やむを得ない場合はこの限りではないが、休養のための振り替えを設定す

ることとする。

- ⑤ 休養日及び活動時間等の設定にあたっては、学校や地域行事等を考慮し、定期試験前後の一定期間に休養日を設けるなどの対応を行う。

4 指導人材の取扱い

- (1) 各認定地域クラブにおける指導人材については、市立学校の教職員の兼職兼業を認める。
- (2) 指導人材に暴力等の問題となる行動が見られた場合の対応については、運営団体（観音寺市地域クラブ）に相談し、公平・公正に対処する。

5 中学校との連携等

- (1) 各認定地域クラブと観音寺市内の中学校は綿密に連携し、活動方針や活動状況、スケジュール等の共通理解のほか、日々の参加者の活動状況に関する情報共有等を図り、学校を含めた地域全体での中学生の望ましい成長の保障に努める。
- (2) 市及び運営団体（観音寺市地域クラブ）は、実施主体である各認定地域クラブの活動が前記3に示した内容に沿って適正に行われるよう、各認定地域クラブの取組状況を適宜把握し、必要な指導助言を行う。
- (3) 学校部活動の地域展開が平日も含めて完了するまでの間は、各認定地域クラブの指導人材と学校部活動の顧問等の間であらかじめ指導方針や参加者の活動状況に関する情報等の共有を行うなど緊密な連携を図るとともに、参加者や保護者等への説明を適切に行う。

6 その他

- (1) 市及び運営団体（観音寺市地域クラブ）は、今後の地域クラブの在り方について、国や県の動向及び市の状況を見ながら検討していく。
- (2) 地域クラブ活動の実施に関する詳細は、別に定める。

Ⅲ 大会等の参加等について

1 参加団体

「香川県における休日の部活動の段階的な地域移行(中学生にとって新しいスポーツ・文化活動環境の構築)の方針について(通知)(令和5年3月29日付け教保第1325号)」の趣旨に沿い、活動の成果発表の場である大会やコンクール等に参加することができる団体は、地域クラブ活動の開始後においては認定地域クラブとし、それまでは中学校の部活動とする。ただし、状況に応じて、学校部活動として参加することができるものとする。

2 引率者

地域クラブ活動における大会等の引率は、各認定地域クラブの指導人材が行う。

3 参加する大会等の精査

参加する大会等は、中学生の教育上の意義や、中学生や顧問、指導人材の負担が過度とならないことを考慮して、各認定地域クラブで精査する。

4 大会等に対する支援

市は、各認定地域クラブが大会等に参加する場合には、大会等に対する現行の支援等をできるだけ維持し、必要に応じて参加者に対する助成や大会等に対する後援、公共施設の貸与等の支援を行うよう検討する。

5 大会等の主催者に対する要請

市教育委員会及び運営団体(観音寺市地域クラブ)は、大会等の主催者に対し、次のことを要請する。

- (1) 大会参加者の健康と安全を守るため、体調管理を最優先に安全確保に努めること。
- (2) 大会等に参加することが中学生とその保護者、指導者等の過度な負担とならないよう、学校生活との適切な両立を前提として、大会等の開催回数を種目、部門、分野ごとに適正な回数に精選するとともに、大会等の統廃合等を検討すること。
- (3) スポーツ・文化芸術に親しむことや中学生間の交流を主目的とした大会、高い水準の技能や記録に挑む中学生が競い合うことを主目的とした大会等の多様な大会を開催するとともに、誰もが参加機会を得られるように、リーグ戦の導入や、能力別にリーグを分けるなどの工夫をすること。

IV その他

- 1 平成31年4月（令和5年12月改定）に策定した「観音寺市立学校に係る部活動の方針」は廃止する。
- 2 市及び市教育委員会は、本基本方針について、改革推進期間における取組の進捗状況等を勘案し、適宜必要な見直しを行う。